「はえぬき」新商品開発・販売支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部(以下「推進本部」という。)は、「はえぬき」の消費拡大を図るため、事業者の「はえぬき」新商品の開発等に係る経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支援金の交付を行う。

(交付対象者)

- 第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和2年産山形県産「はえぬき」を使用した新商品の開発・販売等を行う事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、新商品は、パックごはんを除いた、玄米・精米の商品に限るものとする。
 - (1) 山形県内の事業者
 - (2) 山形県内に事業所を有する事業者

(交付対象期間)

第3条 支援金の交付の対象となる期間は、令和3年7月5日から令和4年2月28 日までとする。

ただし、推進本部は、予算の執行状況等により、交付対象期間内であっても支援 金の交付申請を打ち切ることができる。

(交付要件及び支援金の額)

第4条 令和2年産山形県産「はえぬき」を使用するものとし、支援金の額は新商品のパッケージ制作に係る経費(デザイン料、版代等)に2分の1を乗じた金額とする。算出した金額に10円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、支援金の額は、一商品につき100万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書(様式第1号)を推進本部に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 交付申請を受けた推進本部は、申請内容を審査し適当と認めたときは、予算 の範囲内で交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、予算の範囲内で交付の決定を行うため、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合がある。

(実績報告)

第7条 支援金の交付決定を受けた事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日まで、実績報告書に必要書類を添えて、推進本部に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 推進本部は、前条による実績報告を審査し適当と認めたときは、速やかに支援金を交付するものとする。支援金の金額は、交付決定額と実績額のいずれか低い額とする。

(交付決定の取消し)

第9条 推進本部は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、交付金の交付決定の全部または一部を取消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進本部が別に定める。